

お知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者証の更新と保険料通知の送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳の障害認定を受けているかたを含む)が加入する医療制度です。詳細は区(コード①)をご覧ください。



新しい被保険者証を7月中旬頃に郵送します(特定記録) (コード②)

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担の割合(1割、2割、3割)は、毎年8月1日を基準に前年(5年)中の所得を基に判定しています。現在使用している被保険者証の有効期限は7月31日です。



限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(以下、認定証)を郵送します

7月31日が有効期限の認定証や、以前交付を受けていた場合で、8月以降も該当するかたには、新しい認定証を7月下旬頃に郵送します。認定証を医療機関へ提示することで、保険適用医療費の自己負担限度額が適用されます。新規申請を希望するかたはお問い合わせください。

保険料通知を郵送します

7月中旬に、6年度後期高齢者医療保険料賦課決定通知書などを郵送します。保険料は個人単位で算定のため、個人ごとに郵送します。

保険料額

6年度の年間保険料は、5年中(1~12月)の所得に基づき、計算します。なお、年度途中で75歳になったかたは誕生月から、区に転入したかたは転入月から保険料がかかります。

保険料の納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書・口座振替)があります。本人宛ての納入通知書をご確認ください。納付書でお支払いのかたは、納め忘れのない口座振替が便利です。希望するかたはお問い合わせください。

保険料の軽減制度

次のかたには軽減制度があります。

- 所得の低いかた(申請不要)
均等割額と所得割額の軽減制度があります。軽減を受けるには、所得の申告が必要です。
- 制度加入直前まで会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者だったかた(申請不要)
2年を経過する月まで、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減となります。
- 被災などの特別な事由により保険料の納付が困難なかた
申請により保険料が減免となる場合があります。

区国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838、☎5722-9339)

お知らせ

65歳以上のかたへ介護保険料決定通知書を送付します



6月に今年度の住民税などが確定したことに伴い、保険料額を記載した介護保険料決定通知書などを7月9日から順次発送予定です。詳細は、決定通知書と同封のリーフレット「やさしい介護保険料」などをご覧ください。

納付方法(コード③)

- ・特別徴収(年金からの引き落とし)
- ・普通徴収(納付書または口座振替での納付)
口座振替を希望するかたはお問い合わせください。
なお、普通徴収のかたのみ口座振替の手続きが可能です。

区独自の介護保険料減額制度

減額要件①~④全てを満たすかたは、今年度の介護保険料が2分の1に減額される制度があります。該当するかたは、総合庁舎本館2階介護保険課で申請してください。

☑介護保険料の所得段階が第1~3段階で生活が困窮しているかた(生活保護受給者世帯を除く)。対象のかたには、お知らせを同封します。詳細はお問い合わせください。

減額要件

- ①実収入月額が生活保護基準額の1.15倍以下の生活困窮世帯
- ②住民税課税者に扶養されていない、または生計を同一にしていない
- ③本人と同一生計世帯員に居住用以外の不動産がない
- ④本人と同一生計世帯員に活用できる資産がない
(本人と同一生計世帯員の合計預貯金額が300万円以下)

申請期限 7年3月31日

区介護保険課介護保険資格・保険料係
(☎5722-9845、☎5722-9716)

お知らせ

7月1日からさんまバスを増便します!



実証運行中のさんまバスを、1日90分間隔6便の運行から、45分間隔12便に増便します。

時刻表、運行ルートなどの詳細は、区(コード④)をご覧ください。



▲このロゴがあるバス停が目印!

さんまバスとは

目黒駅、厚生中央病院、恵比寿ガーデンプレイス、東京共済病院、総合庁舎をつなぐ、東部地区地域交通バスです。

愛称名のさんまバスは、運行するルートが落語の目黒のさんまの舞台となる茶屋坂や、さんま祭の田道エリアを走ることから命名しました。

区都市基盤整備課地域交通係
(☎5722-9550、☎5722-9239)